

市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

奨学資金の金額及び当該奨学資金の償還を免除する勤務期間について改正するもの。

⇒ 他病院や医師会などの奨学資金制度状況を鑑み、貸付金額を変更し看護師確保策の強化を図る。

2. 条例改正の概要

(1) 金額の改正

奨学資金の金額について、現在の月額 5 万円を管理者が定める額に改める。金額については、病院事業管理規程において月額 6 万円、月額 8 万円又は月額 10 万円の選択制とする。

なお、現在月額 5 万円の貸付けを受けている者は、月額 5 万円を継続することも可能とする。

⇒ 他の病院と貸付金額を同等、また貸付金額選択制を導入し利用する方の利便性を向上させることにより、看護師確保策の強化を図る。

(2) 償還免除対象者の改正

これまで、市立室蘭総合病院にて継続して勤務した期間に応じ償還免除としていたが、金額を選択することができるようにすることから、この期間を金額に応じた期間とする。

3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

<参考> 看護師養成所区分表

看護師養成所区分		貸付限度額月額（総額）	償還免除条件
看護大学		月額 6 万円（総額 288 万円）	当院で 48 ヶ月間勤務した時
		月額 8 万円（総額 384 万円）	当院で 64 ヶ月間勤務した時
		月額 10 万円（総額 480 万円）	当院で 80 ヶ月間勤務した時
看護師養成学校	3 年課程	月額 6 万円（総額 216 万円）	当院で 36 ヶ月間勤務した時
		月額 8 万円（総額 288 万円）	当院で 48 ヶ月間勤務した時
		月額 10 万円（総額 360 万円）	当院で 60 ヶ月間勤務した時
	2 年課程	月額 6 万円（総額 144 万円）	当院で 24 ヶ月間勤務した時
		月額 8 万円（総額 192 万円）	当院で 32 ヶ月間勤務した時
		月額 10 万円（総額 240 万円）	当院で 40 ヶ月間勤務した時

※ 奨学資金は無利子です。